

## いただいた御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等はこちらで修正しています。

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
今回の改定事項に関する御意見		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当箇所 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表 P3</li> <li>● 意見内容 「出力低下」の例示に関して、設備の清掃・点検や不具合・故障等に伴う場合及び燃料制約（燃料の残量により 10 万キロワット以上の出力の抑制が見込まれる場合に限る。）や公害防止協定等の入札制約による場合に加えて、「送電線の作業停止に関する送配電事業者からの情報に基づき、発電ユニットの 10 万 kW 以上の継続的な出力低下を予定している場合」も明記いただきたい。</li> <li>● 理由 第 47 回制度設計専門会合資料 5 で整理された内容を明示いただきたいため。</li> </ul>	<p>ご指摘の箇所はあくまで「出力低下」に当たる例示でありこれに限定されるものではありませんので、制度設計専門会合での整理内容を全て記載する必要性はなく修正は不要と考えておりますが、ご指摘の送電線の作業停止に関する場合も、「出力低下」の要件に該当する場合には「インサイダー情報」として適時の公表が必要となります。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当箇所 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表 P4～5</li> <li>● 意見内容 「出力低下」に関する情報を一般社団法人日本卸電力取引所が設置する情報公表サイトに公表することとなるが、情報公表方法について、マニュアルや説明会</li> </ul>	<p>ご指摘の事業者への説明等の点は、一般社団法人日本卸電力取引所において適切な手段により対応されるものと理解しております。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>等でフォローしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 理由 公表内容やシステムの使い方について、事業者に迷いが生じないようにするため。</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当箇所 指針 26 ページ、7～13 行目</li> <li>● 意見内容 (f)は、「認可出力10万キロワット以上の発電ユニットにおいて」と限定されているが、『よくあるご質問』の Q&amp;A (<a href="https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/insider/pdf/20161207001.pdf">https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/insider/pdf/20161207001.pdf</a>) のとおり、発電ユニットとはこれまで発電所全体ではなく発電機単体を意味してきたものと理解している。そうであれば、太陽光発電や風力発電は、市販の発電機あるいはパワーコンディショナーの出力からして、現実的にこの限定の枠外になると考えられるが、(f)の後段においては、例示の形で言及されていることが不可解である。 改めて確認したいが、本項はあくまで、発電機あるいはパワーコンディショナーの単体出力が10万キロワット以上となる場合に対象となるとの理解で問題ないか。</li> </ul>	<p>今回の改定において発電ユニットの定義について変更するものではなく、個々の発電機を指します。 ご指摘の指針の箇所は、単に未来の気候条件の自然変動により発電量の低下が見込まれる場合については「インサイダー情報」に当たらず適時公表の対象とはならないことを示す趣旨です。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 該当箇所 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表</li> </ul>	<p>いただいた御意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですが、今後の参考とさせていただきます</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>● 意見内容</p> <p>最近新電力、特に中小の地域電力や自治体電力に対し、その顧客に低価格を提示して顧客取戻し営業が、大手電力（旧一電）によって行われています。また、容量市場やエネルギー高度化法をとらまえ、本来の趣旨と異なる説明を顧客などにしている事例もあります（これらの制度で大手電力&lt;旧一電&gt;以外の新規参入電力は今後価格が高騰するなどの説明）。これらは値引き提案とともに、需要家に資料で説明されていますが、守秘とされており、中々表に出てきません。違法と考えられる内容については、需要家が何らかの事実をエネ庁殿に確認する方法と、その際需要家のペナルティが及ばない保証などを明示できませんでしょうか。これらの顧客は長期契約と引き換えの低価格契約などが結ばれますが、同時に途中解約で割引金額の返還と解約ペナルティの支払いなどがうたわれており、競争の阻害要因ともなっています。この点もぜひ、実態調査をお願いします。</p> <p>最後になりましたが、指針を作っていただけることは良いと考えます。あとは、ぜひ実態を調査してください。</p>	<p>す。</p>
5	<p>● 該当箇所</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>2 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>1 インサイダー取引 (f)</p>	<p>ご指摘のよくある質問と回答集（2016年12月7日）では、次のように回答しています。</p> <p>「A7-3 適正取引ガイドラインにおいては、電力系統に並列し、安定的な出力を確保して電気の卸供給を行えるような運転をもって、営業運転（電気の卸供給が行えるような運転）とみなしますので、発電</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>2 インサイダー情報の公表を行わないこと</p> <p>1 公表内容とその時期 (出力低下の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見内容</li> </ul> <p>発電所の営業運転開始前の試運転 (安定的な出力を確保して電気の卸供給が行えるような運転に至る以前の試験的な運転) の期間における出力低下については、公表の対象外として頂きたい。</p> <p>「インサイダー取引及びインサイダー情報の公表に関するよくあるご質問と回答集」を改訂する等の方法で具体的に明示して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)</li> </ul> <p>「インサイダー取引及びインサイダー情報の公表に関するよくあるご質問と回答集」(2016年12月7日)</p> <p><a href="https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/insider/pdf/20161207001.pdf">https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/insider/pdf/20161207001.pdf</a></p> <p>7 発電ユニットの復旧</p> <p>の記載内容より 試運転 (安定的な出力を確保して電気の卸供給が行えるような運転に至る以前の試験的な運転) は営業運転 (電気の卸供給が行えるような運転) とみなさず、発電ユニットは停止状態から復旧していないと解釈されるものとする。</p> <p>発電所の営業運転開始前の試運転においては、認可出力のうちの一部の容量分の電力(=</p>	<p>所の営業運転開始前のいわゆる試運転であっても、電力系統に並列し、安定的な出力を確保して電気の卸供給を行えるような運転を行っている場合には、発電ユニットの停止に関する事実等をインサイダー情報として公表する必要があります。」</p> <p>今回の改定ではこの営業運転に関する考え方を変更するものではありません。したがって、発電ユニットにつき、電力系統に並列し、安定的な出力を確保して電気の卸供給を行えるような運転を行う以前であればインサイダー情報として公表の必要はありませんが、上記のような運転を行っている場合には、出力低下も含めてインサイダー情報として公表する必要があります。</p> <p>電力系統に並列して運転を行う以上は市場参加者に対する情報開示の必要性がありますので、改定後の本指針の所定の基準を満たす出力低下については、公表の必要があります。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>「出力低下」状態) を 24 時間以上継続して実施するものが多く、1 ユニット当たり約 6 ヶ月の試運転期間で 60 回以上あると見込まれる。また出力低下量も一定ではなく数時間おきの頻度で変更されることもある。これらを全て「出力低下」として公表対象とすることは事業者負担が大きくなる懸念がある。</p>	
6	<p>【該当箇所】 P26_2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為_ (3) 卸電力市場の透明性_イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為_1_インサイダー取引_(f)～</p> <p>【意見】 10 万 kW 以上の出力低下の場合の公表すべき、出力の単位について伺いたい (1 万 kW 単位または 10 万 kW 単位など)</p> <p>【理由】 平均値での登録など、必ずしも整数 (1 万 kW、1 千 kW 単位など) と限らないため。</p>	<p>公表すべき出力の単位については実際上の見通しの確度や粒度等を踏まえて事業者のご判断に基づき対応いただければと存じますが、市場参加者への情報提供の趣旨に鑑みますと、少なくとも 1 万 kW 単位では開示いただく必要があるものと考えます。</p>
7	<p>【該当箇所】 P29_2 インサイダー情報の公表を行わないこと_1 公表内容とその時期_《出力低下の場合》(表中)</p> <p>【意見】 出力低下を見込む期間 (期間中に出力低下量の変動する見込みである場合には、見込まれる期間中の出力低下量の最大値、最小値及び平均値) とあるが、平均値の登録単位を伺いたい。また、その単位への切上げ、切り捨ておよび四捨五入等の考え方も含めて伺いたい。</p> <p>【理由】 平均値での登録など、必ずしも整数 (1 万 kW、1 千 kW 単位など) と限らないため。</p>	<p>公表すべき出力の単位については実際上の見通しの確度や粒度等を踏まえて事業者のご判断に基づき対応いただければと存じますが、市場参加者への情報提供の趣旨に鑑みますと、最大値・最小値と併せて見た時に趣旨に疑義を生じないような開示とする必要があり、最大値や最小値が 1 万 kW 単位である場合には、平均値はそれより細かい単位とすることが適切と考えます。</p> <p>最大値・最小値・四捨五入についても基本的には事</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
		<p>業者のご判断で対応いただければと存じますが、その性質上、最大値については切上げ、最小値については切捨てが馴染みやすいものと考えられます。平均値については、最大値・最小値との関係も含めて趣旨に疑義が生じない開示であれば、四捨五入の対応を行うことを否定するものではありません。</p>
8	<p>【該当箇所】P29_2 インサイダー情報の公表を行わないこと_1 公表内容とその時期_《出力低下の場合》(表中)</p> <p>【意見】「出力低下の見込みの変更」について「見込みの変更後速やかに」とありますが、設備の運転状態や送電線等の抑制量受領等により 24 時間の中で複数回、出力変更が生じる事象について、変更する単位や頻度の在り方について伺いたい。</p> <p>【理由】設備の故障事象によってはその後の運転状態にて一旦抑制した出力を数万 kW 程度上昇や下降出来る場合もある。また、エリアや送電線によっては一般送配電事業者等から、24 時間の中で複数回抑制量 (48 コマ) の提示を受ける場合もあり、平均値の算定によっては極少量 (数千万, 数百万 kW 等) の変動量となる。そこで、例えば、スポット入札を境に更新の頻度を緩和したり、変更登録が必要な出力変更の単位に閾値を設けることは出来ないか。</p>	<p>出力低下の見込みの変更については、先行する出力低下見込の公表数値に照らして変動を生じないような微細な変更については逐一の公表の必要はありません。</p> <p>市場参加者への情報提供の趣旨から、出力低下見込の公表数値より有意な変動が生じた場合には速やかに変更後の見込みを開示する必要がありますので、事業者において公表すべき出力の単位を判断する際には、この点及び見通しの確度等も踏まえてご検討ください。</p>
9	<p>【該当箇所】 P29_2 インサイダー情報の公表を行わないこと_2 公表方法</p> <p>【意見】 HJKS システムの仕様に関して、現行の「停止」の登録に加えて「出力低下」(最大値、最小値及び平均値) を登録出来るように仕様変更されるかと思われるが、事業者</p>	<p>HJKS 上で登録した停止・出力低下の予定日前であれば、「停止」から「出力低下」又は「出力低下」</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>では削除出来ない中で「抑制」から「停止」、または「停止」から「抑制」への変更する場合は、前者を「削除依頼メール」、後者を「追加登録」が必要となる。登録を容易に変更出来る仕様をご検討願いたい。</p> <p>【理由】設備の状態によっては「出力低下」で登録したのち、「停止」へ変更、場合によっては「停止」で計画していた件名を「出力低下」で実施に変更なども考えられ、登録ミス誘発が危惧される（基本的に同一期間では1ユニット1件名での管理としたい）。また、現在、JEPX 殿が即時に削除対応をされていない夜間休祭日を考慮すると、事業者側で容易に変更出来るようにしていただけた方が、JEPX 殿が「削除対応される」までの「停止」と「出力低下」の二重登録期間もなくなるかと考えられ、正しい情報公開に資するものと考えられる。</p>	<p>から「停止」の変更は事業者側で可能です。</p> <p>他方、停止と出力低下は異なる事実状態ですので、停止の状態から出力を下げた運転に移行する場合、登録の変更によって初めから出力低下であったかのような公表とするのは適切ではなく、停止が終了し出力低下が始まったという形での公表が必要です（出力低下の状態から停止に移行する場合も同様）。このような変更があった場合には1ユニット1件名の登録とはなりません。したがって、HJKS 上で登録した停止・出力低下の予定日当日以降においては、変更が生じた場合には追加の登録の対応が必要となります。</p>
10	<p>【該当箇所】P29_2 インサイダー情報の公表を行わないこと_2 公表方法</p> <p>【意見】HJKS システムの仕様に関して、「発電所単位」または「グループ設定」が出来るような仕様のご検討をお願いしたい。</p> <p>【理由】送電線や燃料制約等の制約について、複数ユニットで按分しての登録が考えられ、制約量の変更の頻度によっては、ユニット単位での登録であると膨大な量を登録または変更する必要が生じることが懸念され、登録ミス誘発を懸念している。また、JEPX 殿への「削除依頼メール」についても件名によって一度に膨大な件数をお願いすることにもなる可能性がある。「発電所単位」または「グループ設定（事業者にてユニット割当）」</p>	<p>本指針においてインサイダー情報は発電ユニット単位のものとして規定しており、それに沿ってHJKS のシステム上もユニット単位の登録となっていますので、事業者においてはユニット単位の登録という前提でご対応をいただく必要があります。</p>



整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	登録出来る仕様であれば、事象に対して1件1葉で管理できるため、実運用を考慮して頂けると最良ではないかと考えられる。	
11	<p>【意見】「インサイダー取引及びインサイダー情報の公表に関するよくあるご質問と回答集」について、今回の指針改訂を踏まえ、QAの見直し、追記をお願いしたい。</p> <p>【理由】実務においては、指針や制度設計専門会合の資料からは判断しにくい点について、QAを参考に業務フローを構築させていただくことが多い。そのため、QAの見直し、追記について、早めに公表していただきたい。</p>	<p>ご指摘のよくあるご質問と回答集については、必要な見直し、追記を行い本改定箇所適用開始に先立って電力・ガス取引監視等委員会のホームページに掲載する予定です。</p>
12	<p>【意見】インサイダー取引及びインサイダー情報の適時公表の例外に係る正当な理由の報告様式（様式1、2）についても、今回の指針改訂を踏まえ、見直しが行われるという理解でよいか確認したい。</p> <p>【理由】現行様式1および2において、公表の類型として出力低下事象が想定されていないため、様式も見直しが必要と理解。</p>	<p>様式については、必要な見直しを行い本改定箇所適用開始に先立って電力・ガス取引監視等委員会のホームページに掲載する予定です。</p>